

2023年4月7日に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(以下、「内部統制基準」という)ならびに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(以下、「実施基準」という)が改訂され、2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価および監査から適用されることになった。

今回の内部統制報告制度の見直しは、2008年に同制度が導入され、内部統制報告制度が財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと評価する一方で、経営者による内部統制の評価範囲外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例等が

継続的に発生していることに起因し、内部統制報告制度の実効性に関する懸念の声も一定程度あることに対応した改正となっている。

一方で、ダイレクト・レポートイングの採用や評価範囲選定に関する数値基準(重要な事業拠点選定指標としての、売上高のおおむね3分の2など)撤廃などの複数の論点が中長期的な課題と位置づけられ、今後の検討事項となったため、実務への影響は限定的との見方もある。しかしながら、内部統制報告制度の実効性に関する懸念への対応という改正の趣旨を踏まえれば、経済環境が急速に変化し、それに伴いリスクも変化していくなか

で、企業としてどのようにリスクを再評価し、再評価されたリスクへの対応を適時に行っているかについて、内部統制報告書における開示を通じて問われている面があることを認識する必要があると考える。

本特集では、内部統制基準・実施基準および関連規定の主な改正内容および実務への影響について解説する。なお、本特集における意見に係る部分については、執筆者の私見に基づくものであり、執筆者が所属する法人の公式見解でないことをあらかじめお断りする。

第1章 評価範囲の決定、判断事由など 内部統制基準・実施基準の改訂の背景とポイント

の一連の見直しについて確認する。
現在までに公表されている一連の改正等をまとめると図表1のとおりである。

改正の背景

今回の内部統制報告制度の改正には、大きく2つの背景があり、1つは内部統制報告制度の実効性に関する懸念、もう1つが国際的な議論の進展への対応である。

(1) 実効性に関する懸念

日本で内部統制報告制度が導入されて15年余りが経過し、内部統制報告制度は財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと評価される一

象プロセス等の決定は、リスクアプローチによるべきという点を強調している。

●評価範囲の決定の判断事由を内部統制報告書に記載することが適切とされた。

内部統制基準・実施基準

準および関連規定等の一連の見直し

内部統制基準・実施基準等の改正のポイントの説明に先立ち、内部統制基準・実施基準および関連規定等

【この章のエッセンス】

●今回の内部統制報告制度の見直しは、内部統制報告制度の実効性に関する懸念やCOSSOのフレームワークの改正に対応するものである。

●評価範囲(重要な事業拠点、評価対